

## 学校ボランティアについてのガイドライン

これからボランティアに参加される皆さまへ。

ボランティア活動への参加をお引き受けいただきありがとうございます。

皆様に予めご認識いただきたい事項として、チャンギ校でのボランティア活動における「学校ボランティアについてのガイドライン」をQ&A方式で簡単に記載いたしました。皆様、活動前に必ずご一読ください。下記内容については令和6年度チャンギ校PTAの担当弁護士の見解となっております。

新たなボランティア活動を立ち上げる際にも参考にいただければ幸いです。



**Q1.** シンガポールでDP(帯同ビザ)保有者は就労ビザ無しでボランティア活動ができますか？

A. ボランティア活動についてシンガポール当局のガイドラインの記載は：

DP holders do not need to obtain a work pass to participate in volunteer activities if:

DP(帯同ビザ)保持者は、以下の条件を満たす場合、ボランティア活動に参加するために就労ビザを取得する必要はありません。

- **No payment** is involved  
報酬が発生しないこと
- The activities are for a charitable purpose  
活動が慈善目的であること

給料や報酬など**実際に金銭が支払われない**という条件で、帯同ビザ保有者のボランティア活動は可能です。

**Q2.** 新しくボランティア活動を立ち上げたい場合はどうすればいいですか？

A. 既存のボランティア活動の他に新しくボランティア活動を始めたい場合は、まず学校側と必ず相談してください。活動が学校の負担になりすぎず、また子どもたちの充実した学校生活をサポートできる内容であることが重要です。学校と協力しながら、活動の目的や具体的な進め方を検討し、適切な形で実施できるように進めてください。

**Q3.** ボランティアの人数制限および金銭の取扱いについて教えてください。

A. シンガポール法上、学校内のボランティアの人数に対する明確な法的制限はありません。しかしながら、金銭の取扱いが発生する場合には、適切な管理体制の確保が求められます。具体的には、以下の点に留意する必要があるかと存じます。

- 会計管理の透明性: 収支管理を明確にするため、収入・支出の記録を適切に保管することが望ましい。
- ボランティアの責任範囲を明確化し、金銭を扱うボランティアには、特定のルールを設け、適切な手続きを守るよう周知する。(領収書の提出、明確な価格の掲示など)

**Q4.** 卒業アルバム、Tシャツ、お別れ会等、参加したボランティアの商品や参加費用の価格を半額や割引で優待するのはセーフ？アウト？

A. ボランティア活動に参加された方々への物品の価格優待、ディスカウントクーポンなどの配布は、厳密には「payment」には該当しません。ただ、極端に高額な物や、金銭に交換できる性質のある物については「payment」と位置付けられ、違法になる可能性があります。

**Q5.** ボランティア活動でかかった交通費を計上したいです。

A. ボランティア活動でかかった経費を他の保護者から徴収する行為は、直ちに違法になるものではないと思いますが、本来ボランティアは交通費なども含めて自腹で参加するものです。実費経費を支払う行為自体が、むしろ上記のQ4でのアルバムやTシャツ価格優待などよりも「payment」に該当するリスクが高いと思われます。

なお、PTAが存続していた際、役員が学校などで活動を行う場合には交通費が支給されてきました。ただし、学校行事の開催日に来校して作業を行う際の交通費は支給対象外とする決まりがありました。

(例:アルバム委員が運動会で撮影を行った場合 → 交通費の支給なし)

令和6年度チャンギ校PTA

以上